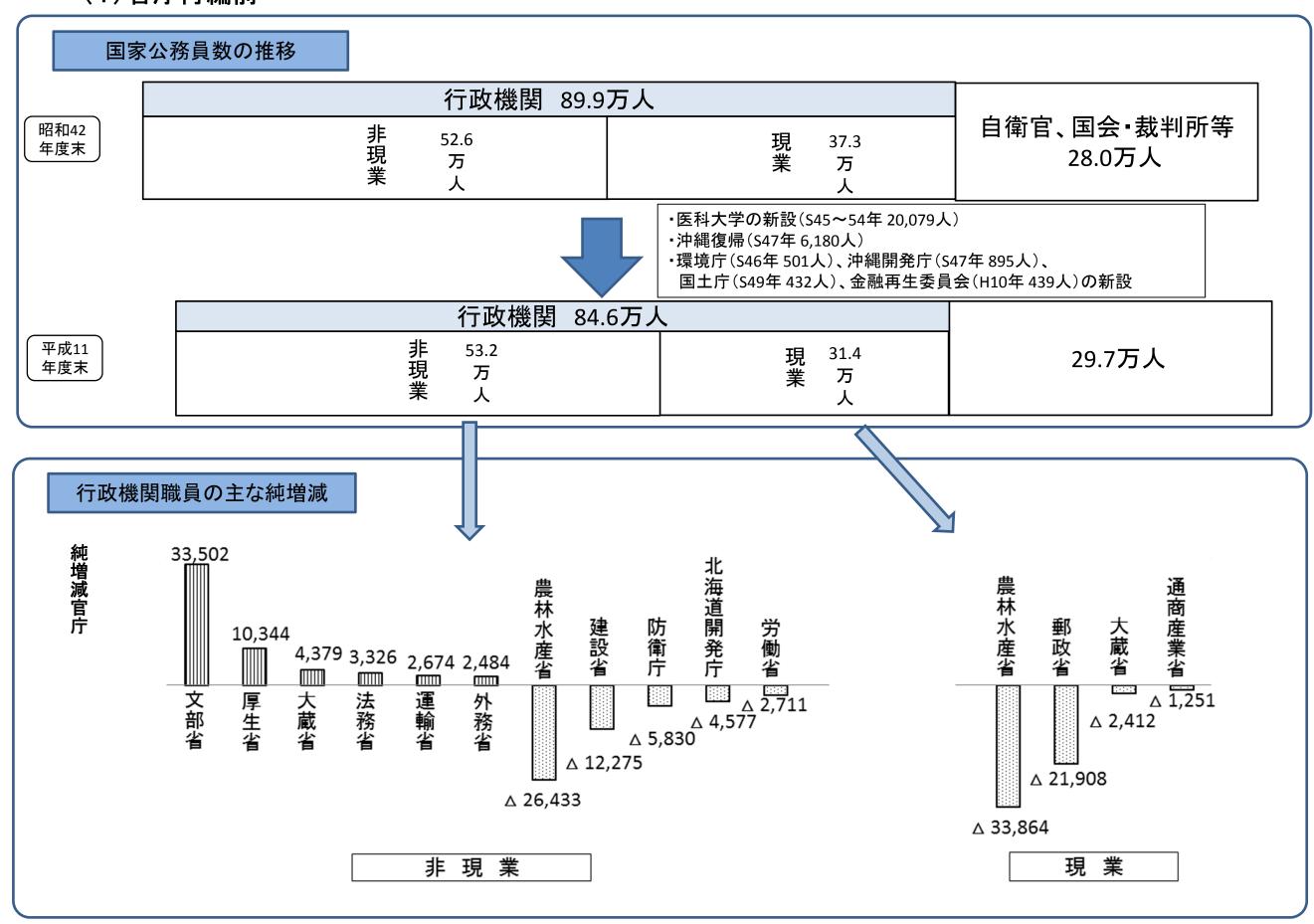
行政の重点化・効率化と人件費改革

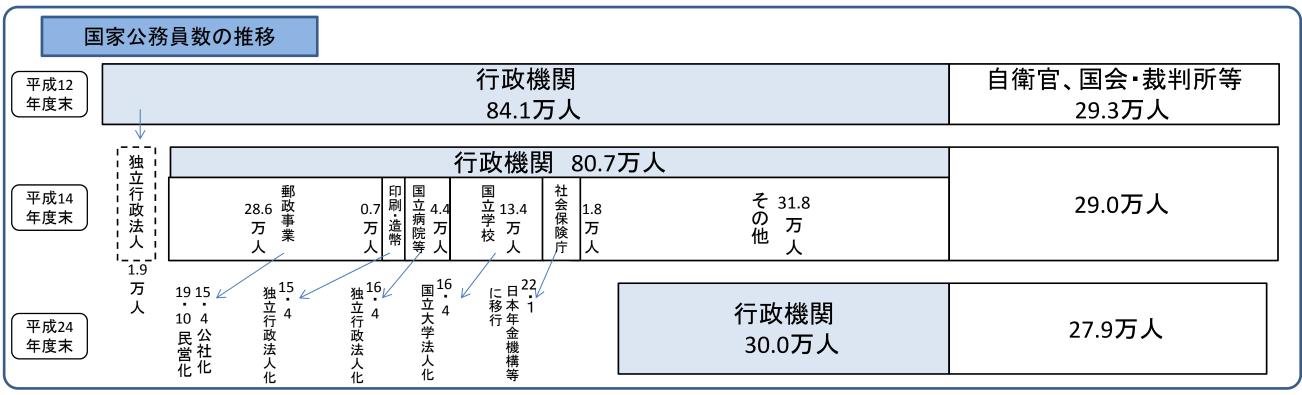
~人的資源配分の観点から~

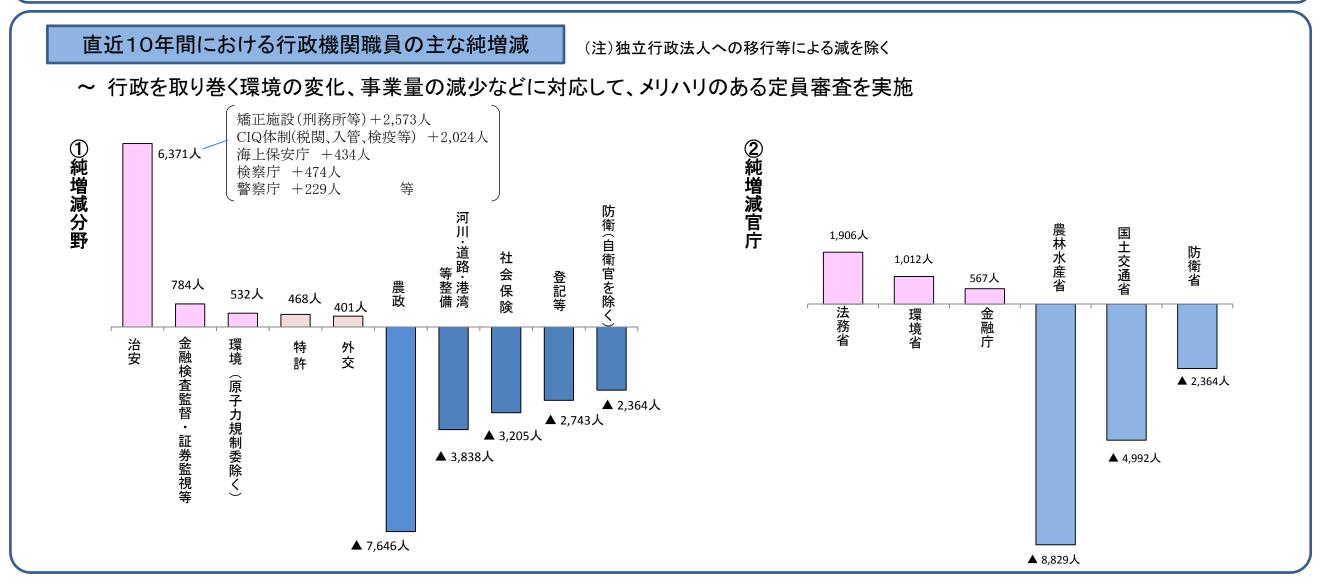
平成24年6月28日総務省行政管理局

1. 国家公務員(行政機関職員)数の推移と主な純増減(1)省庁再編前



(2)省庁再編後





2. 行政機関職員の姿(業務と定員)

- ※人数は24年度末定員。単位は万人。
- ※各指標は把握できる最新の年度(暦年)のものであり、指標により基準年度(年)は異なる。数値は概数。
- ※CIQ: 出入国の際の必要とされる手続きの総称(Customs(税関)、Immigration(出入国管理)、Quarantine(検疫)の頭文字)。

内部部局	治安						徴税	公共事業			国防∙外交			窓口業務		CIQ			航	空安全	:	その他							
4.2	6.1						5.5	2.9			2.4			2.1		1.5				0.5		4.6							
内部部局	刑務所等	検察庁	管区海上保安本部	管区警察局	労働基準監督署	その他	国税局 • 税務署	地方整備局	北海道開発局	地方農政局	その他	自衛隊の事務官等	在外公館	その他	ハローワーク	登記所	税関	地方入国管理局		植物防疫所・動物検疫所地方船部局	航空交通管制部	森林管理局	地方農政局(公共事業以外)	財務局	地方運輸局	区気象台	都道府県労働局ノンセン病療養別	フノ丙栗を	その他
4.2	2.3	1.2	1.1	0.5	0.5	0.5	5.5	2.1	0.5	0.2	0.1	1.4	0.4	0.6	1.2	0.9	0.9	0.4	0.1	0.4	4 0.1	0.4	1.0	0.4	0.4	0.3	0.5 0.	3	1.1

内部部局

政策の 企画立案・調整 など

治安

【刑務所等】

7.3万人の受刑者の収容・教育など (交替制勤務による24時間体制)

【検察庁】

157万人の送致者等の起訴・不起訴の決定、裁判の遂行など

【管区海上保安本部】

海上における警察、領海警備、犯罪取 締、海難救助など(交替制勤務による 24時間体制)

【管区警察局】

28万人の全国警察の情報通信部門など

【労働基準監督署】

・労働基準法に基づく指導監督・立入 検査(428万場)、法令違反事案の捜査 ・労災保険の給付(123万件)

徴税

【国税局・税務署】

所得税·法人税等の申告の処理、税務調査(法人の4.2%について調査)、滞納処分

公共事業

【地方整備局・北海道開発局】

国が管理する道路(22,000km)、河川(11,000km)の整備・維持管理、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)

【地方農政局】

農業用用排水施設等の整備・維持管理

国防・外交

【自衛隊の事務官等】

25万人の自衛隊部隊の活動の後方支援

【在外公館】

外交交渉・ODA・邦人保護など

大使館:134 総領事館:61 日本政府代表部:8

窓口業務

【ハローワーク】

職業相談・紹介(ハローワークに登録している求職者260万人)、職業訓練、雇用保険など

【登記所】

1,400万件の不動産や法人の登記の審 査など

CIQ

【税 関】

- ·薬物、銃器、知財違反物品の水際取締(空港入国旅客者数2,400万人)
- -関税の徴収

【地方入国管理局】

- ・外国人950万人の審査等(2020年までに2,500万人を目指す政府目標(成長戦略))
- ・8万人の不法残留外国人の摘発など

航空安全

【地方航空局・航空交通管制部】 250万機の航空管制(交替制勤務によ る24時間体制)

その他

【森林管理局】

国土の20%を占める国有林野の管理

【地方農政局(公共事業以外)】

農業経営安定(戸別所得補償)、消費安全確保(食品表示監視、トレサ)など

【財務局】

2,500の金融機関等の監督・検査、国有 財産の管理など

【地方運輸局】

鉄道・バス・タクシー・トラック・旅客船事業 の指導監督、自動車の登録など

【管区気象台】

有人: 気象官署(111か所) 無人: アメダス(1,300か所) 地震観測施設(860カ所)

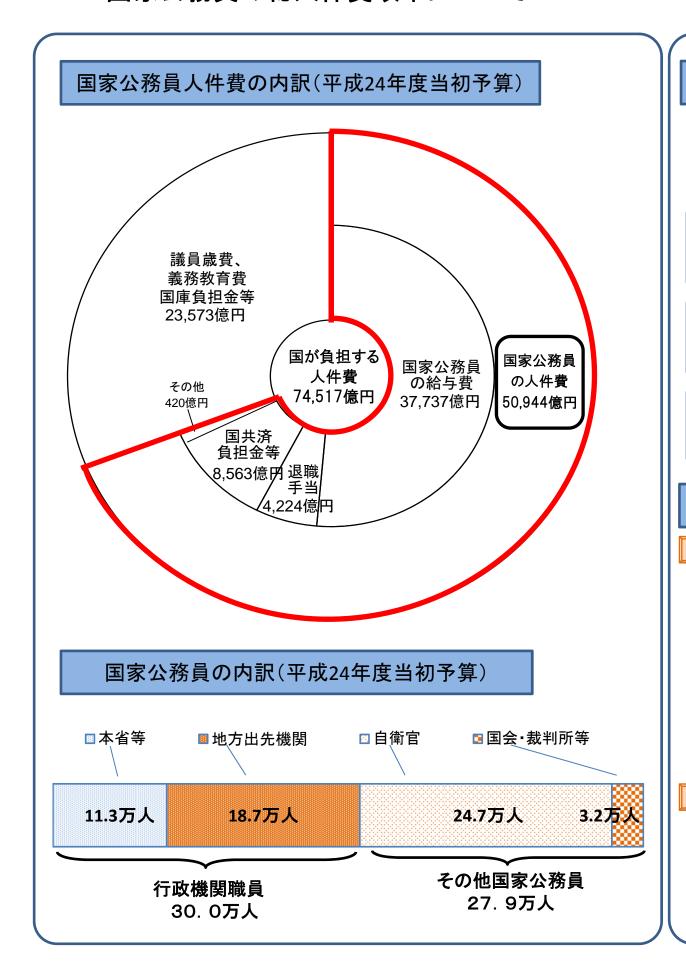
【都道府県労働局】

- ・個別労働紛争の調整(あつせん等件数: 16,000件)
- ・**300万の企業からの労働保険の徴収** (3.1兆円)

【ハンセン病療養所】

入所者数2,100人(平均年齢82歳)

3. 国家公務員の総人件費改革について



これまでの取組

【平成22年度予算】▲1,400億円

- ・人事院勧告に基づく給与改定による給与水準の引下げ(▲2.4%)
- ・国立高度専門医療センターの独立行政法人化(▲5,680人)
- ・その他の行政機関職員の定員純減(▲1,971人)

など

【平成23年度予算】▲190億円

- ・人事院勧告に基づく給与改定による給与水準の引下げ(▲1.5%)
- ・行政機関職員の定員純減(▲1,300人)

など

【平成24年度予算】 ▲661億円

- ・行政機関職員の定員純減(▲1,300人)
- 国共済負担金等の減

など

【給与特例法】(2/29成立) ▲2,900億円

■平均約7.8%の削減

現在の取組状況

公務員の計画的な削減の推進

- 〇行政機関職員の定員純減
- ~ 毎年度の予算編成過程を通じて、メリハリをつけながら可能な限りの純減を確保 ※ 新規採用者数については、H21年度実績と比して、H23年度:▲37%、H24年度:▲26%、 H25年度:▲56%を上限として厳しく抑制
- 〇出先機関の原則廃止による地方移管
 - ~ 地域主権戦略会議の下で経済産業局・地方整備局・地方環境事務所の特定広域 連合への移管に係る法案を作成中
- 〇自衛官、裁判所·国会職員等の定数削減
 - ~ 中期防衛力整備計画では27年度末までの自衛官の削減目標(概ね▲2,000人)を規定

公務員の人事・給与制度改革の推進

- ○退職手当の支給水準の見直し
 - ~ 人事院の官民比較調査結果及び見解を踏まえ、退職手当の支給水準を ▲14.87%(▲402.6万円)引き下げる方向で検討中
- ○恩給期間に係る追加費用の見直し
 - ~ 被用者年金制度の一元化法案により追加費用給付を削減(▲27%)

など

〇行政改革実行本部について ※平成24年1月31日設置

- ・趣 旨 政府として取り組んできた各般の行政改革の取組を踏まえ、行政改革を政府一体となって、総合的かつ強力に実行
- ・構成員 本部長:内閣総理大臣、本部長代行:副総理、副本部長:内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、本部員:他の全ての国務大臣

※ 第1回会合(H24.1.31)で示された今後の取組に当たっての主な観点

| 総 人 件 費 改 革 の 推 進 | 効率的で無駄のない政府の実現 | 政 府 関 係 法 人 の 改 革 | 我が国の発展のための新たな社会の構築

〇民主党2009マニフェスト(総人件費の2割削減) 節約額:1.1兆円(平成21年度予算額:5.3兆円)

地方分権推進に伴う地方移管、各種手当・退職金等の水準や定員の見直し、労使交渉を通じた給与改定(公務員制度改革後)など様々な手法により、人件費等を削減

〇行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案[抄]※平成24年4月通常国会提出(衆法第7号)

第1章 総則

(基本理念)

- 第2条 集中改革期間(注)における行政改革は、次に掲げる事項を基本理念として、集中改革期間以後においても行政構造が社会経済情勢の変化等に対応して自律的かつ持続的に改善され 又は刷新されていく体制を構築することを目指して、総合的かつ集中的に実行されるものとする。
- 二 行政の事務及び事業に係る経費がその便益と比較して過大となっていること等の行政の組織及び運営の無駄及び非効率の排除を徹底し、<u>行政機関が担う分野を縮小するとともに、提供</u> されるべき行政サービスの重点化及びその優先順位の明確化を図ることにより、行政に係る資源を最も適切に配分し、効果的かつ効率的な行政サービスを国民に提供できる体制を構築する こと。
- (注)集中改革期間は平成26年度末まで

第2章 行政改革の基本方針

第1節 通則

(政府による講ずべき措置の実施)

- 第5条 <u>政府は、集中改革期間において、次節に掲げる重点分野について、当該重点分野ごとに定める行政改革の基本方針に基づき、必要な措置を講ずる</u>ものとする。
- (行政構造改革会議による政府の講ずべき措置の調査審議及び提言)
- 第6条 <u>行政構造改革会議は、第3節に掲げる重点分野について、当該重点分野ごとに定める行政改革の基本方針に基づき、政府の講ずべき措置を調査審議し、内閣総理大臣に提言する</u>もの とする。

第2節 政府の講ずべき措置に係る重点分野及び各重点分野における行政改革の基本方針

第1款 国家公務員の総人件費に係る行政その他人事行政に関する分野

(国家公務員の総人件費改革に係る推進体制等)

- ➡️第7条 国家公務員の総人件費に係る事務については、公務員庁設置法に基づき、公務員庁が一元的に行うものとする。
 - 2 国家公務員の総人件費改革については、公務員庁が設置されるまでの間、行政改革実行本部が、その在り方を総合的に検討し、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 行政構造改革会議の調査審議及び提言に係る重点分野及び各重点分野における行政改革の基本方針

第1款 国家公務員の総人件費に係る行政に関する分野

- →第32条 <u>国家公務員の総人件費については、平成21年度の当初予算における額からその百分の二十に相当する額を減少させることを目標とするものとし、次に掲げる事項に留意して、その具</u> 体的な目標額、手法、期間等について、速やかに検討するものとする。
 - 一 労働組合その他の労働者の団体又は労働者と使用者の間の協議(以下この条において「労使協議」という。)及び被用者年金制度の一元化の動向を踏まえた上での国家公務員共済組合 法(昭和三十三年法律第百二十八号)第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額等の扱い及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百 二十九号)第五十四条第一項に規定する追加費用であって国の負担に係るものの一部の削減
 - 二 労使協議を踏まえた上での退職金の一部の分割払への変更その他の支払方法の変更、超過勤務時間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第十 三条第二項の規定による勤務その他これに準ずる勤務を命ぜられた時間をいう。)の短縮及び職員に対する各種の手当の削減
 - 三 労使協議を踏まえた上での国家公務員の総人件費の管理に関する計画の策定、職員の採用及び昇格の抑制並びに国家公務員の総人件費の管理に係る責任体制の確立
 - 四 実効性のある希望退職制度(退職を希望する職員の増加に資する制度をいう。)及び役職に応じ定年を定める制度の導入並びにその設置に係る財源を確保した上での専門スタッフ職(専門的な知識経験及び識見を活用して重要な政策の企画及び立案等を支援する職をいう。)の設置